令和 7年度

委託業務 第32軍司令部壕測量設計業務委託(R7-1)

の名称

履行場所 那覇市首里金城町地内

履行期間 契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月31日

特 記 仕 様 書

第1条 (業務の目的)

本業務は、第32軍司令部壕の測量設計業務委託である。

				-	特	記	仕	様	書	[沖 縄 県]	
章	節	条	見出し	項				特	記及び追	加仕様書事項	
		2	共通仕様書の適用							共通仕様書」、「測量業務等共通仕様書」及び「地質・	
					土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)を準用することとし、これに基づき実施しなけれ						
					ばならい。なお、共通仕様書は最新版を用いること。						
		3	「共通仕様書」に対する特記及		「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。						
			び追加事項について								
		4	適用について		本特記位	仕様書に記	見載されてい	ない事項及	及び仕様書等に	疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査員の指示を	
					受けなける	ればならな	:V vo				
		5	本業務の業務委託料を変更協議		本業務の	の業務委託	料を変更協	。 議する場合	合の変更協議す	る場合は、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額	
			する場合の取り扱いについて		) を変更	業務価格に	乗じた額て	行うものと	こする。		
		6	照査の実施について		本業務に	は、土木設	計業務等委	託契約書第	第11条(照査技	術者)の照査技術者を定めるものとする。	
		7	管理技術者の資格要件について		管理技術	術者は、「	共通仕様書	・ の定めの	りほか技術士、	RCCMについては下記も満たす者とする。	

				-	特	記	仕	様	書	[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項				特	記及び	追加 仕 様 書 事 項
					①平成134 事してい。		技術士試験	食合格者の場	売合には、7 <sup>4</sup>	年以上の実務経験を有し、業務に該当する部門に4年以上従
		8	管理技術者の雇用について	1						にあること。 f時において、雇用関係があることをいう。
				2			· · <del>-</del>	引する資料 ιばならなν		で保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)
		9	照査技術者の資格要件について		照査技行	術者は、「	共通仕様書	書」の定めの	のほか技術士	c、RCCMについては、下記も満たす者とする。
					①平成13年事している		技術士試験	食合格者の場	<sup>36</sup> 合には、7 <sup>4</sup>	年以上の実務経験を有し、業務に該当する部門に4年以上従
		10	照査の方法について						(平成29年7) ううものとす	月版)に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・ -る。
										f・建設業課のホームページに掲載している。 kanri/jigyou/itaku-doboku-eizen.html
		11	設計業務の条件について (建設副産物対策)				様書第1209 るものとす	,	務の条件)の	99に基づき、建設副産物の検討成果として、別添のリサイ
		12	リサイクル認定資材の原則使用 の明記について	1	できる場の慮し率先	合は、特定 使用するも	建設資材廃 のとし、認	逐棄物を原材 と計図面等に	†料とするゆ ニ明記するも	評価認定制度」にて認定を受けた資材(ゆいくる材)が利用 いくる材は原則使用、それ以外のゆいくる材は経済性を考 のとする。 いくる材」については、沖縄県技術・建設業課のホームペ

			特 記 仕 様 書 [沖 縄 県]
章	節	条見出し	項 特記及び追加仕様書事項
			ージ (下記アドレス) を参照すること。http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/kanri/jigyou/yuikuru.html2 業務完了時には「ゆいくる材利用計画書」を作成し、発注者に提出すること。
		13 成果物の提出について	本業務は、電子納品対象業務とする。 電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう 電子データとは、各種電子納品要領等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された ものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議するものとする。
			業務成果品は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、(公財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 成果品は、電子媒体(CD-R)で(正)1部を上記「確認証」も併せて調査職員へ提出すること。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 ①電子納品(CD-R) 1式 ②その他(調査職員が指示するもの)
		16 配置技術者の確認について	1 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
			2 業務実績情報システム (テクリス) に登録できる技術者については、以下のとおりとする。 ①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務 に携わっていることが明確な技術者 ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
			3 業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定す

章 節 条 見出し 項 特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項 るものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情 内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。  4 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明ら 場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テク録された場合についても、同様とする。  受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない (例) ○○共通仕様書 第○条 保険加入の義務に基づき、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を	
場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テク録された場合についても、同様とする。  17 保険加入  受注者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨(以下の例を参照)を業務計画書に明。  ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない	
。 ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない	
する保険に加入しています。	<b>\</b> <sub>0</sub>
24 CADソフトウェア 業務に使用するCADソフトウェアは、SXF形式対応のソフトウェア (OCF検定の認証を受けたソフト・し、調査職員へ提供する図面ファイルは、国土交通省CAD製図基準に準じたSXF形式とする。	<b>ウェア)と</b>